刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 抄

令和7年3月31日条例第1号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正(第1条・第2条)

第2章 経過措置

第1節 通則(第3条・第4条)

第2節 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に伴う経過措置(第5条)

附則

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「問拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。